

## 参考資料

## 1 全民児連「制度創設 30 年を経た主任児童委員のさらなる活動推進に向けて(最終報告)」(令和7(2025)年3月発行)の概要

## ● 全体構成 ●

- I こども家庭施策における児童委員活動と主任児童委員の役割
- II 主任児童委員活動の環境整備と「なりて」確保（主任児童委員の活動実態、制度運用上の課題等）
- III 地域ぐるみの子ども・子育て支援に向けて（関係機関との連携強化と主任児童委員活動の理解促進）
- IV 民児協での対応が期待される今後の取り組み（単位民児協、市県民児協段階）
- V 一人ひとりの主任児童委員活動の今後に向けて

## 地域ぐるみの子ども・子育て支援に向けた主任児童委員の役割と今後の取り組み

## ① 関係機関との連携強化に向けた主任児童委員の活動

## (ア) 「つなぎ役」としての機能発揮

- ・児童委員とともに対応を考え、適切な専門機関や団体につなぐ役割を担う。
- ・地域の社会資源の概要を把握し、状況に応じたつなぎ先を確認しておく。

## (イ) 学校（コミュニティ・スクール等）への参画と協力

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や各種協議会へ構成員として参画することで、関係機関との信頼関係を構築する。
- ・学校との関係構築に課題がある場合は、地区民児協会長へ相談したり、学校側の「ニーズ」（例：新1年生の下校見守り等）に応える活動から始める。

## (ウ) 「こども家庭センター」等、専門機関との顔の見える関係づくり

- ・こども家庭センター（統括支援員や保育士等）や関係機関の職員を、民児協の定例会や研修会に招いたり、子育てサロンに立ち寄ってもらうなどして、顔の見える関係をつくる。
- ・専門職との積極的な関わりを通じて役割を周知し、定期的な情報共有を行うことが、スムーズな個別ケースの連携につながる。

## (エ) 保育所・認定こども園等との連携

- ・子育てサロンに地域の保育士を招き、手遊びや育児相談を行ってもらうなど、サロン参加者と地域の園をつなぐ活動も、切れ目のない支援として有効。

## ② 主任児童委員活動の理解促進

### (ア) 日々の活動を通じた「身近なおとな」としての認知

- ・通学路の見守り、あいさつ運動、子育てサロンなどの日常活動を通じて、子どもや保護者と顔見知りになり、「身近な相談相手」「子育て応援団」としての信頼関係を築く。
- ・子どもを介して保護者ともつながりやすくなり、地域社会への包摂につながる。

### (イ) 積極的なPR活動と広報ツールの活用

- ・関係機関の担当者が異動した際など、連携が希薄にならないよう、自ら出向いて活動内容を伝えるなど積極的なPR（自己開示）が必要。
- ・「わがまちならでは」の広報チラシやハンドブックを作成し、学校や行政窓口等に配布することが効果的。独自作成が難しい場合は、全民児連作成のチラシ等を活用する。

### (ウ) 多様なネットワークの活用

- ・主任児童委員は、学校評議員、地区社協役員、町内会・自治会役員など、地域で他の役職を兼務しているケースが多くある（ネットワークの広さ）。
- ・自身もつこれらのネットワークを活かし、活動の魅力を伝えたり、新たな「なりて」候補の発掘につなげることが期待される。

## 単位民児協に期待される今後の取り組み

### ① 児童委員協議会としての組織運営の見直し

- ・「児童委員協議会」の担当者を置き、定例会の内容や時間配分を事前に協議する。
- ・定例会内に担当者からの報告（研修内容、地域課題、事例検討等）の時間を設け、児童委員全員で共有・検討する。
- ・会議録や活動記録を整理し、課題や改善点を振り返る資料として活用する。

### ② 主任児童委員の活動を支える体制づくり

- ・民児協会長が主任児童委員の年間予定を事業計画に位置づけ、行事等の役割分担を調整する。
- ・定例会時間の配慮や、ICT等を活用した情報共有を行い、就労している委員が活動しやすい環境を整える。
- ・会長・副会長同席のもとで引継ぎを行い、ハンドブック等を活用して新任委員を支える仕組みをつくる。

### ③ 主任児童委員のなりて確保に向けた理解促進

- ・広報ツール等を活用し、関係機関や住民に対して自らの役割や活動を積極的に伝え、認知度を高める。
- ・主任児童委員がもつ地域の多様な役職（学校評議員、自治会役員等）の人脈を活かし、「地域に貢献したい」と考える候補者へアプローチする。

### ④ 民児協会長のリーダーシップによる児童委員活動の充実・強化

- ・会長のリーダーシップのもと、民児協組織全体として関係機関と連携・協働する。
- ・活動を通じて把握した課題や、活動環境の整備について、必要に応じて行政へ提案・要請を行う。

全体版はコチラ→



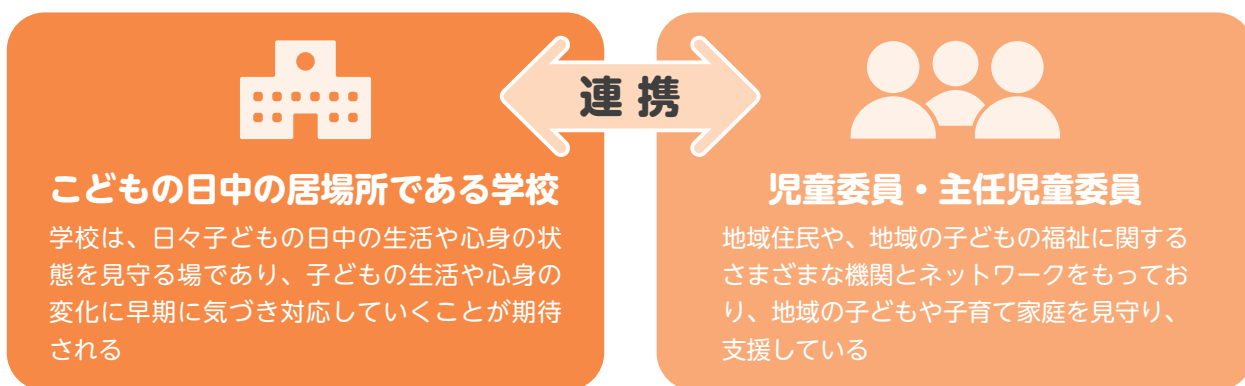
## 2

# 学校等の教育機関との連携推進にむけた具体的な方策の整理

## 1. 児童委員、主任児童委員の強みを生かした学校との連携の意義

子どもの不登校やいじめ、自殺など、家庭や学校だけでは解決できない問題が増加するなか、日中の子どもの様子や心身の変化等を把握しやすい学校と、地域での子どもや世帯の様子を把握する児童委員・主任児童委員が連携・情報共有し、問題の早期発見・対応等につなげていくことが重要です。

また、学校と地域が協働・連携することで、地域の知恵や経験を学校教育に活かし、子どもたちの学びや社会性を豊かにしていくことが期待されています。



## 2. 学校等の教育機関とは関係づくりからはじめ、相互理解を深める

まずは、学校への訪問や情報交換、行事への参加や地域学校協働活動への協力等、小さな関わりを積み重ねるなかで、教員と顔見知りになり、関係を深めていきましょう。そして、次第に目的を共有し、協力し合う段階に移っていくことが一般的です。

また、児童委員、主任児童委員の役割を学校や、子ども、家庭へ積極的に発信することで認知度を高め、信頼関係の土壌づくりをすすめましょう。学校と児童委員・主任児童委員との間で、お互いの活動や想い、仕組み等の理解を深め、目的や意義等に照らし、振り返りを行いながら活動を改善していくことで、お互いの役割や強みを発揮できる環境をつくることができます。



### 3. コミュニティ・スクールにおける児童委員、主任児童委員の関わり

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」をめざす仕組みです。現在、約8割の自治体にコミュニティ・スクールが設置（令和6年5月1日時点）されており、児童委員や主任児童委員、単位民児協会長が学校運営協議会の委員として参画することも多くなっています。

#### ●児童委員、主任児童委員からみたコミュニティ・スクールの特徴

##### 連携の持続性

組織的な仕組みであるため、校長や教職員の異動等の変化の影響を受けにくく、連携を持続しやすい

##### 信頼関係の構築

コミュニティ・スクールへの参画を通じて目標と視点を共有することで、信頼関係を育みやすい

子どもの個別具体的な課題への対応にあたっては、少人数の部会を設けることで、より詳細な情報共有をしやすくしている取り組みもあります。

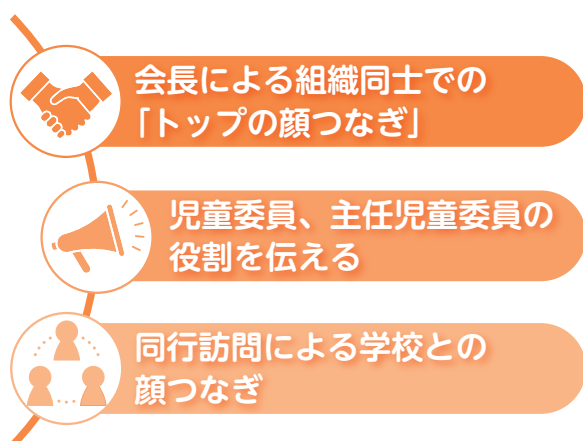
### 4. 連携促進に向けて単位民児協会長に期待されること

単位民児協の代表者である会長が学校側へ児童委員・主任児童委員の役割を積極的に伝えたり、同行して学校との顔つなぎを行うことなどで連携がとりやすくなることが考えられます。

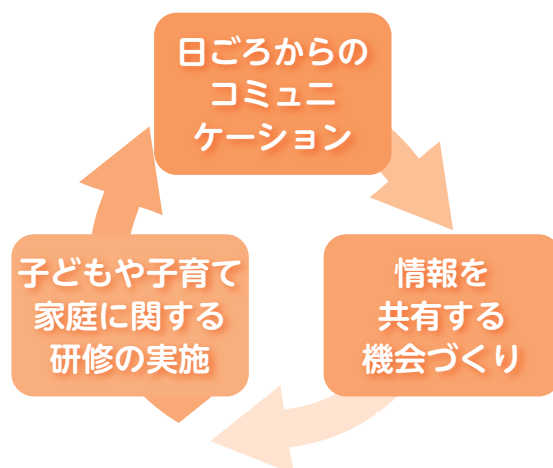
そのためにも、単位民児協の会長は、日ごろから児童委員、主任児童委員の想いをくみ取るためのコミュニケーションを意識したり、民児協内で児童委員、主任児童委員の活動や課題意識等を共有したりする機会づくりなどをすすめましょう。

また、単位民児協や市区町村民児協として、子どもや子育て家庭の現状についての研修を行うとともに、子どもの課題や学校との連携状況等について児童委員と主任児童委員が情報共有する場をつくりましょう。

#### ●学校との接点づくり・連携促進の取り組み



#### ●民児協内での取り組み



### 3 知っておきたい相談機関一覧

児童委員・主任児童委員の活動に関連した主な相談機関を紹介します。

※制度上の名称を記載していますが、地域によって独自の名称を使用している場合があります。

#### 総合的な相談窓口

<p><b>福祉事務所</b></p>	<p>福祉行政の総合窓口で都道府県および市が設置しています（町村は福祉事務所任意設置）。住民のさまざまな相談支援を行う社会福祉主事が配置されています。生活保護制度の申請窓口であるほか、身体障がい者手帳、知的障がい者療育手帳の申請窓口でもあります。</p>
<p><b>児童相談所</b></p>	<p>18歳に満たないすべての児童を対象とし、児童やその保護者への支援を行う児童福祉の専門機関です。各都道府県と指定都市および一部の中核市等に設置されており、児童福祉司や児童心理司といった専門性がある職員が配置されています。</p> <p>養育や保健、障がい、健全育成など幅広い相談支援に対応します。児童虐待に関する通告先であるほか、状況によっては親子分離による一時保護も行います。</p>
<p><b>保健所、保健センター</b></p>	<p>保健所は地域保健の専門的・広域的な拠点として都道府県・指定都市等に設置されています。保健センターは市町村ごとに設置され、より住民の身近なところで保健事業等を担っています。</p> <p>いずれも保健師が配置され、住民からの相談に応じ、保健所では妊婦や乳児に対する健康診査や保健指導を実施しています。</p>
<p><b>児童家庭支援センター</b></p>	<p>児童虐待や不登校、発達障がい児等に対するケアなど、専門的支援が必要な子ども、子育て家庭に対し、早期に支援を行うため、市町村の子ども家庭支援体制を補完する児童福祉の専門機関です。全国の児童養護施設を中心とする児童福祉施設に設置（併設）されています。</p>
<p><b>こども家庭センター</b> （旧：子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター）</p>	<p>市区町村の母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施することを目的に設置されています。</p> <p>母子保健に関する相談支援を行う子育て世代包括支援センターと児童福祉に関する相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点を一本化するかたちで令和6（2024）年に市町村への設置が努力義務になりました（2025年5月時点で、71.2%の市区町村で設置済）。</p> <p>妊産婦、子育て世帯、子どもに関する包括的な相談支援や、子育てに関する情報提供、サポートプランの作成などを行っています。</p>
<p><b>基幹相談支援センター</b></p>	<p>地域における障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関です。相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職が配置され、障がい者、障がい児やその家族の支援において、総合的・専門的な相談支援、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止の取り組みなどを行っています。</p>

## 社会福祉協議会

<p>都道府県、市区町村社会福祉協議会（社協）</p>	<p>社会福祉協議会は、地域の福祉推進の中核的団体としてすべての都道府県、市区町村に設置されています。公私の福祉関係者の参加・協力市区町村のもとさまざまな福祉サービスを実施しています。</p> <p>とくに低所得世帯等への「生活福祉資金貸付事業」は、都道府県社協を実施主体として、市区町村社協が実際の相談や申請の窓口となっています。</p>
-----------------------------	--

## 不登校、ひきこもりに対する支援

<p>教育支援センター （適応指導教室）</p>	<p>市町村の教育委員会が設置するものです。不登校児童生徒の集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補完、基本的な生活習慣の改善等のための相談適応指導を行うことにより、その学校復帰を支援し不登校児童生徒の社会的自立を支援します。</p>
<p>ひきこもり地域支援センター</p>	<p>ひきこもりの状態にある本人やその家族のための相談窓口として都道府県、指定都市に設置・運営されています。社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有するひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域の関係機関とのネットワークにより相談支援にあたります。</p>

## 妊娠、出産、子育ての支援

<p>性と健康の相談センター （旧：女性健康支援センター）</p>	<p>思春期の健康相談、不妊症や不育症、若年妊娠等、妊娠・出産をとりまくさまざまな悩み等へのサポートを行うほか、将来のライフプランを見据えて健康管理に取り組む「プレコンセプションケア」を推進しています。生涯を通じた女性の健康の保持増進をめざし、思春期から妊娠、出産、更年期に至るまで各ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行います。</p>
---------------------------------------	---

## 障がい児の支援

<p>児童発達支援センター</p>	<p>地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行う施設で、利用には市町村への申請が必要です。</p>
<p>発達障害者支援センター</p>	<p>発達障がい児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。都道府県・指定都市、または都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営しています。発達障がい児（者）とその家族の地域生活を支援するため、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、さまざまな相談支援指導を行います。</p>

## DV 被害者への支援

<p>女性相談支援センター （旧：婦人相談所）</p>	<p>配偶者からの暴力の被害を受けた女性を含め、困難な問題を抱える女性の相談やカウンセリング、調査指導、一時保護などを行う施設です。各都道府県および政令指定都市に設置され、専門の資格を有する女性相談支援員（旧：婦人相談員）等が相談にあたります。</p>
<p>配偶者暴力支援センター</p>	<p>配偶者からの暴力の防止、および被害者の保護を図るための相談支援や一時保護、自立生活に向けた支援等を行います。都道府県が設置する女性相談支援センター（旧：婦人相談所）やその他の適切な施設、さらに市町村が設置する機関がその機能を果たしている場合もあります。</p>

## 4 委員活動に関する法令、資料

下記、こども家庭庁や本会掲載のウェブサイトより、民生委員・児童委員、主任児童委員活動に関する法令、資料をご確認いただけます。ご活用ください。

### 国からの関連情報

●児童福祉法（昭和22年12月12日）（法律第164号）（令和6年4月1日施行）

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000164\\_20240401\\_504AC0100000052](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000164_20240401_504AC0100000052)



●こども家庭庁ホームページ 児童委員・主任児童委員（通知等）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jidou-iin/>



●児童委員の活動要領〔平成16年11月8日改正（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）〕

<https://www2.shakyo.or.jp/wp-content/uploads/2026/01/cb1a20204d5793773a8f28889c2280a1.pdf>



●児童委員・主任児童委員活動事例（H21全体版）

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/540094a7-a540-4920-aeb4-903122bb4eae/4cc0adeb/20230401\\_policies\\_kosodateshien\\_jidou-iin\\_03.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/540094a7-a540-4920-aeb4-903122bb4eae/4cc0adeb/20230401_policies_kosodateshien_jidou-iin_03.pdf)  
こども家庭庁ホームページ>政策>こども・子育て支援>児童委員・主任児童委員>通知等>児童委員・主任児童委員活動事例（H21全体版）



### 全民児連からの関連情報

●全国民生委員児童委員連合会

民生委員・児童委員 / 民児協関係者専用ページ（mjASSIST）  
<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj/>



●児童委員制度創設70周年全国児童委員活動強化推進方策2017～子どもたちの笑顔と未来のために～（平成29年11月）

上記民生委員・児童委員専用ページの「2. 活動強化方策および委員活動に関する指針、方針等（PDF）」より閲覧できます。※専用ページへのアクセスは『ひろば』に記載されたパスワードの入力が必要です。



●児童委員・主任児童委員 広報チラシ「知ってください！児童委員、主任児童委員」（教育機関や、行政機関等関係団体に児童委員・主任児童委員の役割などを紹介する際にご活用ください）

全民児連ホーム>民生委員・児童委員活動 PR動画・PRポスター>児童委員・主任児童委員 広報ツール

教育機関等関係団体向け→



行政機関等関係団体向け→

